

利益相反（COI）について（基礎編）

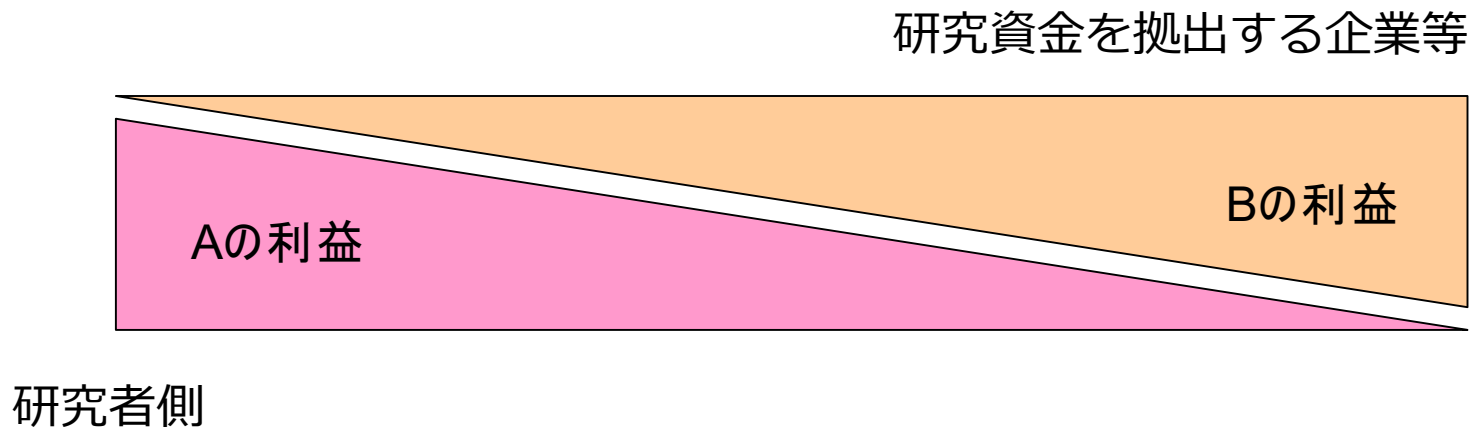
日本国際保健医療学会 コンプライアンス委員会

利益相反(COI)とは

利益相反(COI: Conflict of Interest) : 相互の利益が相反すること

言い換えると

→Aの利益がBの不利益になり、Bの利益がAの不利益になる状態



医学系研究において供与される『利益』とは

研究資金だけでなく、
研究者に対してあらゆる形態の利益が存在する

許容される利益

許容される利益提供	研究資金（研究費）
許容される理由	産学連携の観点から、医学研究を推進するために必要とされている

許容されない利益

許容されない利益提供	労務提供、情報提供、株の提供、地位の提供、研究生の受け入れ、その他研究費以外の提供
許容されない理由	研究の結果の解釈に影響を与えたという疑義を生じさせるため

国際保健領域の研究とCOI

- グローバル社会の中で国内外の産学連携・官民連携による国際協力活動や国際学術研究が盛んになりつつある
- 国内外の産学連携・官民連携による国際協力活動や国際学術研究において、本学会員が特定の企業の活動と深く関わる場合に特に重要
- COIを学術機関・団体として適切に管理していくことが、産学連携活動を適切に推進する上で重要な課題

本学会のCOIに関する指針:対象者

COI状態が生じる可能性がある以下の対象者に対して適用

1. 本学会会員
2. 本学会が主催する学術大会・地方会・講演 会
等で発表する者
3. 本学会の役員（理事長、理事、監事、地方会世話人、学術大会責任者、専門委員会の委員長等）
4. 本学会の事務職員
5. 1-4の対象者の配偶者、一親等の親族、または収入・財産を共有する者

COI申告

学会発表と論文投稿には必須の事項

以下の事項に関するCOI申告書の提出（論文投稿と学会発表） + 発表時のCOI開示

- 国際保健医療学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下、企業・組織や団体という）の役員、顧問職については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上の場合
- 株式の保有については、1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合
- 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間100万円以上の場合
- 企業・組織や団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、1つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上の場合
- 企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計50万円以上の場合
- 企業・組織や団体が提供する研究費については1つの企業・団体から支払われた総額が年間100万円以上の場合
- 企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄付金については、1つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間100万円以上の場合
- 企業・組織や団体が提供する寄付講座に申告者らが所属している場合
- その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円以上の場合

疑義を生じさせないための注意点

- 疑義を生じさせる不透明な利益の供与を受けない
- 企業等から研究資金の提供を受けた場合→下記のように関連する情報の透明化を図る

研究費の供与については「委託契約」として相互に契約を締結



研究者の対応

論文・学会発表で当該企業からの研究費の提供を受けたことを明示する。

不適切な労務の提供を受けない

スポンサーの対応

「透明性ガイドライン」に則り、研究費の提供をしたことを開示

不適切な研究への関与を行わない

日本国際保健医療学会のCOI関連規程

- 以下の諸規程に基づき、コンプライアンス委員会、研究倫理審査委員会、編集委員会が連携して対応
(規程詳細は学会HP)
- 提出されたCOI申告書は学会側で**3年間**保存
- 関連指針・細則
 - COIに関する指針
 - COIに関する指針の細則
 - コンプライアンス指針

おわりに

コンプライアンス指針（学会員の責務）

- 第3条 学会員は、**学会活動が社会からの信頼の上に成り立つ**ことを自覚するとともに、自らが学会活動の一端を担っていることを深く認識し、**常に誠実に判断し、行動する責務を有する**
- 2 学会員は、自らの専門知識、技術の維持向上など自己研鑽に努めるとともに、それを活かし、活動を発展させることにより、本学会の定款に定める目的の達成に積極的に貢献する責務を有する